災害時に係る県税の支援制度について
～令和6年能登半島地震関係～

石川県総務部税務課
令和6年7月版

～石川県の災害時の県税の支援制度について～

　災害により被害を受けられた皆様方に、心からお見舞い申し上げます。
　石川県では、災害により被害を受けた場合は、その被害の程度に応じて、県税の「減免」「期限の延長」「徴収猶予」の制度を設けています。

　この制度の適用を受けるためには、県総合（県税）事務所又は県税務課へ申請を行う必要があります。
　申請手続など詳しい内容については、最寄りの事務所又は税務課へお尋ねください。

－ 目 次 －

1　減免制度
　（1）自動車税の減免について　・・・・・・・・・・・・・・・　1
　（2）不動産取得税の減免について　・・・・・・・・・・　5
　（3）個人事業税の減免について　・・・・・・・・・・・・　7

2　期限の延長について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

3　徴収の猶予制度について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

１（1） 自動車税の減免について

自動車税の減免については、被災した自動車の状況等により、減免できる内容が異なります。
次のフローチャートを参考に該当するページをご確認ください。

＜被災自動車を修理する場合＞

P2をご覧ください。
※軽自動車を修理する場合の減免制度は、県にはありません。各市町にご確認ください。

＜被災自動車を買い換え、代替自動車を取得する場合＞

被災自動車は、取得してから1カ月以内に被災した自動車ですか？

- はい → P3又は P4をご覧ください。（P3・P4の両制度の併用はできません。）
- いいえ → P4をご覧ください。

＜被災自動車は使用できないため抹消登録を行う場合（買い換えをしない場合）＞

被災自動車は、取得してから1カ月以内に被災した自動車ですか？

- はい → P4 をご覧ください。
- いいえ → 減免制度はありません。ただし、抹消登録により、自動車税（種別割）が自動的に月割りで減額されます。

減免の申請書様式・制度の詳細については石川県ホームページをご確認ください
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/saigaigenmen20.html

① 被災自動車を修繕し、継続して使用する場合

(1)減免制度の内容

被災した自動車(軽自動車を除く)を修繕し、継続して使用する場合に、修繕に要した費用の額に応じて、被災自動車に課税された**令和5年度自動車税(種別割)**について一部減免する制度があります。
減免を受けるためには**申請が必要です。**

(2)手続きに必要なもの及び申請期限

要件および軽減される割合	修繕費用(※1)が5万円未満	**減免なし**
	修繕費用(※1)が5万円以上25万円未満	**1／4**
	修繕費用(※1)が25万円以上	**1／2**
減免の対象となる税額	令和5年度自動車税(種別割)の**年税額**(月割課税の場合は月割額)	
申請に必要な物	①申請書(災害関係)第68号様式 ②自動車の「り災(被災)証明」またはそれに類するもの (「被災者届出証明交付証明書」等)の原本(※2) ③被災自動車の損壊状況がわかる写真(※3) ④被災自動車の車検証の写し ⑤修繕費請求書または領収書の写し(修理車両や修理内容が分かるもの) ⑥保険金の支払通知書の写し(支払いがある場合のみ) ⑦(口座振込による還付を希望の場合)還付金振込口座申出書 ※本人名義の口座に限る	
申請期限	令和7年3月31日	

※1 修繕費用は、保険金等で補てんされる額を除いたもので判断します。
※2 被災された場所もしくは居住地の市町長、町内会長、民生委員のいずれかから証明を受けてください。
証明を受けることが難しい場合は、本人による申立で代用できます。
※3 登録番号(車のナンバー)が写った写真を含め、できるだけ複数枚提出してください。

■ 減免額の計算方法(参考)

自動車税(種別割)の年税額34,500円の自動車で **修理費用が30万円、保険金等の補てん額が0円** の場合

34,500円 × 1／2 ＝ 17,300円
年税額　軽減割合　減免額(100円未満の端数切り上げ)

(3)お問い合せ先

名　称	所　在　地	連絡先
小松県税事務所 納税課	〒923-8515 小松市園町ハ108－1	0761-23-1713
金沢県税事務所 納税課	〒920-8585 金沢市幸町12－1	076-263-8836
中能登総合事務所 税務課	〒926-0852 七尾市小島町二部33	0767-52-6112
奥能登総合事務所 納税課	〒929-2392 輪島市三井町洲衛10－11－1	0768-26-2304
総務部税務課 自動車税グループ	〒920-8580 金沢市鞍月1－1	076-225-1273

② 自動車の取得後1カ月以内に被災し滅失した場合

(1)減免制度の内容

取得(自動車の登録の日)から１カ月以内に被災し滅失した自動車又は軽自動車について、その自動車を取得した際に申告納付した**自動車税(環境性能割)または軽自動車税(環境性能割)**を減免する制度です。減免を受けるためには**申請が必要です。**

※被災自動車に代わるものとして新たに自動車(代替自動車)を取得した場合、被災自動車(軽自動車を除く)の令和5年度自動車税(種別割)の一部について減免が可能です。

(2)手続きに必要なもの及び申請期限

<table>
<tr><th>区　分</th><th colspan="2">被災自動車の令和5年度種別割
(代替自動車を取得した場合)</th><th colspan="2">被災自動車の環境性能割</th></tr>
<tr><td rowspan="3">要件および軽減される割合</td><td>被災自動車の残存価格(※1)が5万円未満</td><td>減免なし</td><td rowspan="3">令和5年12月1日～令和6年1月1日に取得(登録)した自動車または軽自動車で、被災し、永久抹消登録をしたもの</td><td rowspan="3">全額</td></tr>
<tr><td>5万円以上25万円未満</td><td>1／4</td></tr>
<tr><td>25万円以上</td><td>1／2</td></tr>
<tr><td>減免の対象となる税　額</td><td colspan="2">取得した月の翌月から被災した月(1月)までの月割税額
・12月登録の場合は「1か月分」
・ 1月登録の場合は、「無し」</td><td colspan="2">被災自動車を上記期間に取得した際に申告納付した環境性能割額</td></tr>
<tr><td colspan="5">※取得の際に課税されなかった車については、減免額はありません。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申 請 に 必要な物</td><td colspan="3">①車の「り災(被災)証明書」またはそれに類するもの
(「被災者届出証明交付証明書」等)の原本(※2)
②被災自動車の損壊状況が分かる写真(※3)
③被災自動車の永久抹消登録が完了したことが分かる書類の写し
④(口座振込による還付を希望の場合)還付金振込口座申出書※本人名義の口座に限る</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤申請書(災害関係)第68号様式
⑥代替自動車の車検証の写し
⑦代替自動車の売買契約書または注文書の写し
⑧(自動車税種別割を月割に減額する)申立書(※4)</td><td>⑤申請書(災害関係)第66号の2様式</td></tr>
<tr><td>申請期限</td><td colspan="4">令和7年3月31日</td></tr>
</table>

※1 残存価格については、県税務課にお問い合わせください。

※2 被災された場所もしくは居住地の市町長、町内会長、民生委員のいずれかから証明を受けてください。
証明を受けることが難しい場合は、本人による申立で代用できます。

※3 登録番号(車のナンバー)が写った写真を含め、できるだけ複数枚提出してください。
既に解体済みであるなど、提出できない場合はその旨を申請書の余白に記載することで省略可能です。

※4 令和6年1月31日までに抹消登録が完了している場合は不要です。

◎車を買い換えた場合で、抹消登録が被災した月の翌月以降になる場合は、被災した月の翌月から抹消した月までの税額を減額できる制度がありますので、各県総合(県税)事務所までお問合わせください。

(3)お問い合せ先

名　　称	所　在　地	連 絡 先
総務部税務課 自動車税グループ	〒920-8580 金沢市鞍月1－1	076-225-1273

③ 被災自動車を抹消し、代替となる自動車（代替自動車）に買い換えた場合

（1）減免制度の内容

被災した自動車を買い換えた場合に、被災自動車に課税された**令和5年度自動車税（種別割）と代替自動車を取得した際に申告納付する自動車税（環境性能割）または軽自動車税（環境性能割）**について、被災自動車の残存価格等に応じて一部減免する制度です。

減免を受けるためには**申請が必要です。**

（2）手続きに必要なもの及び申請期限

<table>
<tr><th>区　分</th><th colspan="2">被災自動車の令和5年度種別割
（代替自動車を取得した場合）</th><th colspan="2">代替自動車の環境性能割</th></tr>
<tr><td rowspan="3">要件および軽減される割合</td><td>被災自動車の残存価格（※1）が5万円未満</td><td>減免なし</td><td rowspan="3">次の3点をすべて満たすこと
①被災自動車と代替自動車の
・納税義務者
・用途
・自家用・営業用の別
が同一であること
②被災した日から1年以内に取得
③被災自動車について、永久抹消登録たま一時抹消登録すること</td><td rowspan="3">被災自動車の残存価格（※1）に代替自動車の環境性能割の税率を乗じて得た額に相当する額
※代替自動車を取得した際の環境性能割額を限度とする</td></tr>
<tr><td>被災自動車の残存価格（※1）が5万円以上25万円未満</td><td>1／4</td></tr>
<tr><td>被災自動車の残存価格（※1）が25万円以上</td><td>1／2</td></tr>
<tr><td>減免の対象となる税　額</td><td colspan="2">被災した月（1月）までの
月割税額（10か月分）</td><td colspan="2">代替自動車を取得した際の
環境性能割額</td></tr>
<tr><td colspan="5">※取得の際に課税されなかった車については、減免額はありません</td></tr>
<tr><td>申請に必要な物</td><td colspan="4">①申請書（災害関係）第66号の2様式、第68号様式
②車のり災（被災）証明またはそれに類するもの（被災者届出証明交付証明書 等）の原本（※2）
③被災自動車の損壊状況が分かる写真（※3）
④被災自動車を一時抹消登録または永久抹消登録した登録識別情報等通知書の写し
⑤代替自動車の車検証の写し
⑥代替自動車の売買契約書または注文書の写し
⑦（自動車税を月割に減額する）申立書（※4）
⑧（口座振込による還付を希望の場合）還付金振込口座申出書※本人名義の口座に限る</td></tr>
<tr><td>申請期限</td><td colspan="4">令和7年3月31日</td></tr>
</table>

※1　残存価格については、県税務課または県税事務所にお問い合わせください。

※2　被災された場所もしくは居住地の市町長、町内会長、民生委員のいずれかから証明を受けてください。
　　証明を受けることが難しい場合は、本人による申立で代用できます。

※3　登録番号（車のナンバー）が写った写真を含め、できるだけ複数枚提出してください。
　　既に解体済みであるなど、提出できない場合はその旨を申請書の余白に記載することで省略可能です。

※4　令和6年1月31日までに抹消登録が完了している場合は不要です。

◎車を買い換えた場合で、抹消登録が被災した月の翌月以降になる場合は、被災した月の翌月から抹消した月までの税額を減額できる制度がありますので、各県総合（県税）事務所までお問合わせください。

（3）お問い合せ先

名　　称	所　在　地	連 絡 先
総務部税務課 自動車税グループ	〒920-8580 金沢市鞍月1－1	076-225-1273

1（2）不動産取得税の減免について

次の場合に、不動産取得税を減免する制度があります。減免を受けるためには、**申請が必要です**。
申請手続など詳しい内容については、下記の問合せ先へお尋ねください。

（1）減免制度の内容

①被災不動産の所有者が、滅失または損壊した不動産と同一用途に供する不動産（代替不動産）を地震発生の日から3年以内に取得した場合

②課税対象の不動産が災害により、その納期限までに滅失又は損壊した場合

（2）減免額

滅失又は損壊の程度に応じて、税額を減免します。（次ページに計算例あり）

家屋

被害の程度	全　　壊	大規模半壊、中規模半壊	半 壊 、準 半 壊	一部損壊・床上浸水
減免率	100%	60%	40%	20%

※「大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊」であっても、当該被災家屋を取壊した場合は、「全壊」とします。

土地

被害面積割合	８ ０ ％ 以 上	60%以上80%未満	40%以上60%未満	20%以上40%未満
減免率	100%	80%	60%	40%

（3）手続の方法

令和6年1月1日以降に納期限が到来する課税対象の不動産のうち、（1）のいずれかに該当する場合は、以下の書類を各県総合（県税）事務所へ提出してください。

① 減免申請書（各事務所の窓口または県ホームページで用意しています。）
② り災証明書（市役所、町役場で発行）
…事業用資産が被害を受けた場合、り災証明書が発行されませんので、被害の程度が分かる書類をご準備ください。
③ 被災不動産の資産証明書（市役所、町役場で発行）…（1）①の場合
④ 滅失登記…大規模半壊・中規模半壊・半壊・準半壊で取壊しを行った場合

（4）申請期限

申請期限は、今後取得した不動産に対して発付される納税通知書に記載された納期限の7日前です。
但し、対象地域にお住まいの方につきましては、期限を延長しております。
（詳しくは、「2期限の延長について」をご覧ください。）

（5）お問い合せ先

名称	所在地	電話番号	取得した不動産の所在地
金沢県税事務所 不動産取得税課	〒920-8585 金沢市幸町 12-1	076-263-8833	小松市、加賀市、能美市、川北町、金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町
中能登総合事務所 税務課課税係	〒926-0852 七尾市小島町二 33	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

減免の申請書様式・制度の詳細については石川県ホームページをご確認ください
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/saigaigenmen20.html

◆ 減免額の計算方法(参考)

「(1)減免制度の内容」の対象不動産によって計算が以下の通りとなります
家屋
① 減免額 ＝ 代替不動産の1㎡当たり評価額 × (被災不動産の面積 × 被害の程度に応じた減免率) × 税率
② 減免額 ＝ 被災不動産の評価額 × 被害の程度に応じた減免率 × 税率
土地
①②減免額 ＝ 被災不動産の評価額 × 被害の程度に応じた減免率 × 税率

[ケース1] 被災家屋を取壊し、代替家屋(住宅)を新築した場合

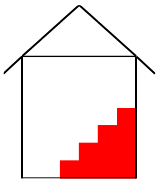

被災家屋(全壊、住宅)
面積 150㎡

全部取壊
建替

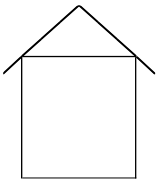

代替家屋
面積 180㎡
評価額 1,800万円
(1㎡当たり10万円)

(1) 代替家屋の当初税額

評価額		住宅の特例控除		税率		税額	
(1,800万円	―	1,200万円)	×	3%	＝	180,000円	…①

(2) 減免額の算定

代替家屋の1㎡当たりの評価額		被害家屋の面積		被害の程度に応じた減免割合		税率			
10万円	×	(150㎡	×	100%)	×	3%	＝	450,000円	…②

(3) 減免後の税額
① ― ② ＝ 0円 …<u>この不動産の税額は全額減免</u>

[ケース2] 課税対象の家屋が納期限までに被害を受けた場合

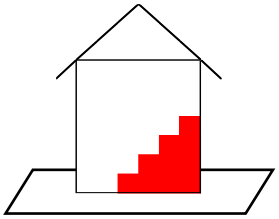

被災家屋(半壊、店舗)
評価額 1,300万円
面積 120㎡

土地(被害面積割合50%、宅地)
評価額 1,000万円
面積 100㎡

(1) 被災不動産の当初税額
家屋 1,300万円 × 4% ＝ 520,000円 …①当初税額
土地 1,000万円 × 1/2 × 3% ＝ 150,000円 …②当初税額
(2) 減免額の算定
家屋 1,300万円 × 40% × 4% ＝ 208,000円 …③減免額
土地 1,000万円 × 60% × 1/2 × 3% ＝ 90,000円 …④減免額
(3) 減免後の税額
家屋 ① ― ③ ＝ 312,000円
土地 ② ― ④ ＝ 60,000円
…この不動産の納める税額

<u>◎詳しい計算方法等については、各県総合(県税)事務所までお問合わせください。</u>

1（3）個人事業税の減免について

地震により、事業用資産又は住宅が被災し**「り災証明書」**を受けられた場合は令和5年分の事業所得に対して課税される個人事業税が減免されます。これらの制度の適用を受けるためには、**申請が必要です**。

（1）減免制度の内容

次の①または②に係る資産が被災し**り災証明書**を受けられた場合は、**事業所得に応じて**税が減免されます。（次ページに計算例あり）

① 自己又は扶養親族の所有する事業用資産

令和5年分の事業所得	減免率	
	被害率5割以上	被害率2割以上5割未満
500 万円以下の方	100%	50%
500 万円超～750 万円以下の方	50%	25%
750 万円超～1,000 万円以下の方	25%	10%

※事業所得が 1,000 万円を超える場合は減免されません。

② 自己又は扶養親族の所有する住宅

令和5年分の事業所得	減免率	
	被害率5割以上	被害率2割以上5割未満
420 万円以下の方	100%	50%
420 万円超～470 万円以下の方	50%	25%
470 万円超～500 万円以下の方	25%	10%

※事業所得が 500 万円を超える場合は減免されません。

（注1）①および②のいずれにも該当する場合は、減免する割合の高い方が適用されます。
（注2）①または②において、複数棟の家屋を所有している場合は、全体の被害状況で判断します。
（注3）②においては、自己又は扶養親族が常時起居している必要があります。

（2）手続の方法

下記書類を各県事務所へ提出してください。

① 減免申請書（各事務所の窓口または県ホームページで用意しています。）
② り災証明書（市役所、町役場で発行）
……事業用資産が災害を受けた場合、被害の程度が分かる書類
③ 令和5年分確定申告書（控）及び固定資産税資産証明書 ……扶養親族が所有する資産の場合のみ
④ 確定申告における「減価償却費の計算」の写し又は固定資産税資産証明書
……複数棟の家屋を所有している場合（上記注2）のみ

（3）申請期限

申請期限は、原則、災害を受けた日から30日以内ですが、令和6年能登半島地震による被災の場合は、申請期限が延長されています。（詳しくは、「2期限の延長について」をご覧ください。）

（4）お問い合せ先

名称	所在地	電話番号	管轄地域
金沢県税事務所 課税課	〒920-8585 金沢市幸町 12-1	076-263-8839	小松市、加賀市、能美市、川北町、金沢市、白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町
中能登総合事務所 税務課課税係	〒926-0852 七尾市小島町ニ 33	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町、輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

減免の申請書様式・制度の詳細については石川県ホームページをご確認ください

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/saigaigenmen20.html

◆ 減免額の計算方法（参考）

［ケース1］ 事業用資産が被災した場合

飲食店を営むAさんの課税状況等

令和5年　事業所得　4,900,000 円

令和6年度　個人事業税税額　4,900,000 円 － 2,900,000 円 ＝ 2,000,000 円 … ①
（事業主控除）　（課税標準額）

① × 5% ＝ 100,000 円 … ② 事業税額

○ 所有する事業用資産（店舗）が被災し、被害率が5割以上であった

減免額の計算

事業所得が 500 万円以下で事業用資産の被害率が5割以上のため 100%の減免率を適用する

② × 100% ＝ 100,000 円 … ③ 減免額
② － ③ ＝ 0 円 … Aさんの税額は全額減免

［ケース2］ 事業用資産と住宅が被災した場合

請負業を営むBさんの課税状況等

令和5年　事業所得　5,000,000 円

令和6年度　個人事業税税額　5,000,000 円 － 2,900,000 円 ＝ 2,100,000 円 … ①
（事業主控除）　（課税標準額）

① × 5% ＝ 105,000 円 … ② 事業税額

○ 所有する事業用資産（店舗）が被災し被害率が2割以上5割未満であった
○ 所有する住宅が被災し「全壊」の り災証明書 が発行された

減免額の計算

事業用資産および住宅が被災しているため、次のアとイを比較し減免率が高いアとする

ア 事業所得が 500 万円以下で、事業用資産の被害率が2割以上5割未満のため 50%の減免率
イ 事業所得が 470 万円超～500 万円以下で、住宅が全壊のため 25%の減免

② × 50% ＝ 52,500 円 … ③ 減免額
② － ③ ＝ 52,500 円 … Bさんが納める額

※詳しい計算方法等については、各県総合（県税）事務所までお問い合わせください。

2 期限の延長について

令和6年能登半島地震を受けた方を対象とする期限の延長については、次のとおりです。

（1） 地域を指定した延長

① 対象者

石川県又は富山県に住所又は主たる事務所若しくは事業所がある方**（申請は不要です。）**

② 対象となる税目及び手続

県税に係る申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、令和6年1月1日以降に期限が到来するもの。

ただし、次の手続は延長措置の対象外です。

・自動車税環境性能割の申告納付
・自動車税種別割（年度途中に月割で納税義務が発生するものに限る。）の申告納付
・狩猟税の申告納付
・軽自動車税環境性能割の申告納付

③ 延長後の期限

延長後の期限は、次の表の「対象地域」欄に住所又は主たる事務所若しくは事業所がある方について、「延長後の期限」欄に記載の期限が適用されます。

税の種類	対象となる申告等の期限	対象地域	延長後の期限
県民税（個人県民税を除く。） 事業税 県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 核燃料税 ※個人県民税の納付等の期限は、お住まいの市町の市民税・町民税の納付等の期限が適用されます。	令和6年1月1日から令和6年7月30日までに到来するもの	石川県のうち 金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、宝達志水町、中能登町 富山県の全ての市町村	令和6年７月31日
	令和6年1月1日以降に到来するもの	石川県のうち 七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町	後日、県の告示で定める日
不動産取得税 自動車税環境性能割 自動車税種別割 鉱区税 県固定資産税 狩猟税 軽自動車税環境性能割 ※自動車税環境性能割及び種別割・狩猟税・軽自動車税環境性能割は、延長措置の対象外とされた手続を除きます。	令和6年1月1日から令和6年9月１日までに到来するもの	石川県の全ての市町 富山県の全ての市町村	令和6年９月２日

（2） 個別申請による期限の延長について

このたび地震により被災され、県税の申告又は納付等ができない場合は、管轄の県総合（県税）事務所に対して個別に申請することにより、災害がやんだ日から2か月以内に限り、期限の延長を受けられる場合があります。

※詳しくは、各県総合（県税）事務所までお問合せください。

期限延長の詳細については石川県ホームページをご確認ください
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/oshirase/korona_entyou.html

3　徴収の猶予制度について

このたびの地震により被災され、県税等を一時的に納付（納入）することができないと認められる場合は、申請により徴収の猶予を受けることができます。（1年以内の期間に限る）

（1） 手続の方法

次の 4 点を管轄する各県総合（県税）事務所へ提出してください。

① 徴収猶予申請書（各県総合（県税）事務所の窓口または県ホームページで用意しています。）
② 災害があったことを証する書類（（市役所、町役場で発行する「り災証明書」など）
※これらの添付書類の提出を困難とする事情があるときは、所管する県（総合（県税）事務所にご相談ください。
③ 財産目録（各県総合（県税）事務所の窓口または県ホームページで用意しています。）
④ 収支の明細書（各県総合（県税）事務所の窓口または県ホームページで用意しています。）

（2） お問い合せ先（納付（納入）に関するご相談）

名称	所在地	電話番号	管轄地域
小松県税事務所 納税課	〒923-8515 小松市園町ハ 108-1	0761-23-1713	小松市、加賀市、能美市、 川北町、福井県
金沢県税事務所 納税課	〒920-8585 金沢市幸町 12-1	076-263-8835	金沢市、かほく市、白山市、 野々市市、津幡町、内灘町 県外（福井県及び富山県を除く）
中能登総合事務所 税務課	〒926-0852 七尾市小島町ニ 33	0767-52-6112	七尾市、羽咋市、志賀町、 宝達志水町、中能登町、富山県
奥能登総合事務所 納税課	〒929-2392 輪島市三井町洲衛 10-11-1	0768-26-2304	輪島市、珠洲市、穴水町、 能登町

徴収猶予の申請書様式・制度の詳細については石川県ホームページをご確認ください
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/zei/yuuyoseido/yuuyoseido.html